

### <各取組の掲載順序>

#### 【対象者を特定しない施策】

- ・ (施策の内容〇〇〇) <予> =事前予防 (実施機関名)
- ・ (施策の内容〇〇〇) <介> =危機対応 (介入) (実施機関名)
- ・ (施策の内容〇〇〇) <後> =事後対応 (実施機関名)
- ・ (施策の内容〇〇〇) <全> =対応段階を特定しない施策 (実施機関名)

【児童生徒等を対象とした施策】 …… (同 上)

【労働者等を対象とした施策】 …… (同 上)

【高齢者等を対象とした施策】 …… (同 上)

## 1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

平成28年4月の自殺対策基本法の改正により、市町村は自殺対策計画を策定するものとされています。県は、市町村の計画策定及び実践的な取組への支援を行います。

### (1) 市町自殺対策計画策定及び取組支援の実施

#### 【対象者を特定しない施策】

①県に「自殺対策推進センター」を設置し、市町における地域自殺対策計画策定及び実践的な取組に対する助言等を行います。<全>

(県長崎こども・女性・障害者支援センター、県保健所、県障害福祉課)